教 室 細 則(入会および年会費)

第 1 条 (入会金及び年会費)

入会金及び年会費はホームページの料金表に掲げる通りとする。

第 2 条 (入会金の返金)

入会金は契約締結および履行の必要費であり一度納入した入会金は返還しない。

第 3 条 (年会費の支払い)

年会費は、10円未満の端数は切上げとして始期を当年度4月、終期を次年度3月として月割りで支払う。

第 4 条 (年会費の算定)

年会費は、月割りとして利用月から算定する。

第 5 条 (障害者受講生の適用)

障害者は、障害者手帳、医師等の診断書、その他公的な文書による証明にて障害者受講生の 適用を受けることができる。

但し、当該クラブの代表者が認めた場合はこの限りではない。

第 6 条 (会員資格の喪失)

最後の利用日から当該年度内において利用のない会員は会員資格を喪失する。

第 7 条 (入会金及び年会費の改定)

入会金および年会費は税制改革、経済社会情勢の変化等により適宜変更することができる。

第 8 条 (入会金及び年会費の支払い)

入会金および年会費は、最初の受講日までに当該クラブに前納しなければならない。 但し当該クラブの代表者が認めた場合にはこの限りではない。

第 9 条 (免除)

当該クラブの代表者が適当と認めた場合には入会金および年会費の一部または全部を免除することができる。

第10条(附則)

教室細則(レッスン料およびその他の費用)

第 1 条 (レッスン料)

教室レッスン料金は以下のコースにより定める。

1. レッスン料金

基礎水泳教室のレッスン料は月謝制として月の回数に応じてレッスン料金を乗じた料金が月 謝となる。体験受講、ビジター参加、追加受講、その他特別に開催される受講については都 度レッスン料金を支払うものとする。

【 基礎水泳教室 】

	レッスン料金
亀戸スポーツセンター I (土)	2,500 円
亀戸スポーツセンターⅡ(土)	2,500 円
各コース追加受講	2,500 円
体験受講	2,500 円

競泳選手教室のレッスン料はサブスクリプションとして月額制のレッスン料金とする。体験 受講、ビジター参加、追加受講、その他特別に開催される受講については都度レッスン料金 を支払うものとする。

【 競泳選手教室 】

	レッスン料金
毎週1回コース	10,000円
毎週2回コース	18,000 円
毎週3回コース	24,000 円
毎週4回コース	28,000 円
毎週4回コース+隔週(月)コース	30,000 円
隔週(月)コース	5,000円
各コース追加受講	2,500 円
ビジター参加	3,500円
体験受講	2,500 円

※隔週(月)を追加する場合はレッスン料金に準じた加算

2. 体験レッスン料金

体験レッスンは申込日から 30 日以内で、かつ1回限りにおいて入会金および年会費が生じず 受講することができる。この場合において会員規則、使用細則、その他の諸規定を厳守しな ければならない。

3. 振替受講

各コースは振替受講をすることができる。

但し同教室内において当該受講日の前後30日以内に振替受講をすることができる。

4. 追加受講

追加受講をする場合には適宜追加受講をすることができる。

5. 特別教室

特別教室は任意に練習施設や練習日を設け追加的、補完的に行う練習である。 但し参加費等は別途定める。

第 2 条 (水泳用具等の購入)

教室受講に必要な水泳用具等を使用する場合には別途費用を負担しなければならない。 但し同一の用具を持参する場合は購入する必要はない。

第 3 条 (レッスン料の違約金)

レッスン料の返還は、第1条に定める金額に違約金50%を差引いて返還する。この場合において1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

第 4 条 (受講の途中解約)

受講の途中解約については少なくても30日前に事務局に通知しなければならない。 30日を超えてレッスン料等の残存がある場合には第5条に示す通り返還をおこなう。それでもなお30日未満のレッスンを受講せず返還を希望される場合には第3条に示す通り違約金を控除し第5条に示す通り返還をおこなう。

第 5 条 (返還処理)

返還が生じた場合は、指定口座に支払手数料を差引いて返還をおこなう。

第 6 条 (レッスン料の改定)

レッスン料は税制改革、経済社会情勢の変化等により適宜変更することができる。

第 7 条 (施設利用料等)

施設利用料等はすべて第1条に定めるレッスン料に含む。

但し、第8条に定める事項に該当する場合はこの限りではない。

第 8 条(必要費及びその他の費用等)

次の各号の一つにでも該当するときは別に定めた必要費を第 1 条に定めるレッスン料の他に 支払わなければならない。

- 1. 特別な練習をするために別に費用が生じた場合
- 2. 特別な依頼により規定範囲外による出張費、交通費等の必要費の負担があった場合
- 3. 特別な依頼により補助者、介助者の人数の増加があった場合

第 9 条 (サブスクリプションの例外)

競泳選手教室(月曜日コースを除く)の7月分のレッスン料は50%とする。

第10条(サブスクリプションの中途加入)

競泳選手教室に月の中途で加入する場合にはレッスン料金を 4 週とみなして割合を支払うものとする。この場合において1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

第11条(附則)

教 室 細 則(水泳三団体総合補償制度)

第 1 条(水泳三団体総合補償制度)

保険料はホームページの料金表に掲げる通りとする。

第 2 条 (加入義務)

すべての会員および会員以外で利用を認めた者は、当該クラブによる水泳三団体総合補償制度に加入しなければならない。

第 3 条 (保険期間)

毎年、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 4 条 (中途加入)

第3条に定める保険期間内の加入であっても第1条に定める保険料が生じる。

第 5 条 (中途解約)

保険の中途解約による保険料、支払手数料の返還は生じない。

第 6 条 (加入義務違反)

保険手続きにおいて申請手続きや保険料の支払いを拒むこと、虚偽の申告をする等した場合には除名処分とすることができる。

第 7 条 (補償範囲)

水泳三団体総合補償制度が定める補償の範囲内において補償がなされる。

第 8 条 (附則)

教室使用細則

第 1 条 (趣旨)

スポーツ施設において水泳およびその他のスポーツ活動を通し健康の増進、保持に努め、会 員の安全を確保する。

第 2 条 (会員規約及び諸規定の厳守)

会員規約および使用細則、その他の諸規定、施設利用規約、社会規範等を厳守しなければならない。

第 3 条(指導者の指示)

主たる指導者または準じる指導者の指示に従い受講しなければならない。

第 4 条 (受講者以外の制限)

受講中は受講者以外が立ち入り受講参加をすることを禁止する。 但し、主たる指導者または当該クラブの代表者が認めた場合はこの限りではない。

第 5 条 (受講者及び保護者の注意事項)

受講者及び保護者は以下の行為をおこなってはならない。

- 1. 他人への誹謗中傷すること
- 2. 受講の妨害をすること
- 3. 指導者の指示に反する行動、発言をすること
- 4. 施設の利用規約に反する行為をすること
- 5. 守秘義務を守らないこと

第 6 条 (受講時間の範囲)

受講時間とは入場から退場までの時間とする。

第 7 条 (受講欠席)

レッスンを欠席する場合には事前に事務局に連絡をしなければならない。無断欠席による振 替受講、返金は認めない。

但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第 8 条 (振替制度)

振替制度は事前に事務局に連絡をしたうえで施設休館日等を含み欠席日前後 30 日以内に振替受講をすることができるが下記の事項に該当する場合は振替受講を認めない。

- 1. 振替受講の予約日以後に再び欠席された場合による再振替は認めない。
- 2. 振替受講ができないコースを受講している場合
- 3. 大会出場等と重なり当該受講を欠席した場合

但し、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第 9 条 (振替制度の利用制限)

振替受講は月間の受講回数の 1/2 を限度として振替受講が可能となる。 但し、当該クラブの代表者が認めた場合はこの限りではない。

第10条(施設変更による代替受講)

当該予定施設での受講がやむを得ずおこなえず、そのため合理的な範囲での代替施設が決定された場合において受講者等は代替施設での受講をしなければならない。

第11条(パーソナルレッスン)

教室受講とは別にパーソナルレッスンを受講することができる。この場合において別に定めるレッスン料を負担しなければならない。

第12条(越権行為の禁止)

指導者または準ずるスタッフと交わした新たな契約行為は、当該クラブでは一切の責任を負わない。この場合において当該クラブに損害が発生した場合は損害賠償の請求をすることができる。

第13条(指導者等の私的交流の禁止)

受講者及び保護者は当該クラブのコーチ及び関係するスタッフ等と以下の行為をおこなって はならない。

- 1. 金品の贈与及び貸与等をしてはならない。
- 2. 受講内外において私的通信及び交流をしてはならない。
- 3. 当該クラブに関する情報等を開示してはならない。
- 4. 信義誠実の原則に反する行為をしてはならない。

第 1 4 条 (休会)

当該会員は、少なくても休会日の30日前に当該クラブに休会の申立てをおこなうことができる。この場合において当該年度内において会員資格の保持ができるものとする。

第15条(会員以外の制限)

当該会員以外の者が利用をする場合においても、会員規約、利用細則、その他の諸規定を厳守しなければならない。

第16条(レッスン料等の支払い)

レッスン料、その他諸費用の支払いは月謝制として2カ月分を前納しなければならない。 但し、やむを得ない事情がある場合または当該クラブの代表者が認めた場合はこの限りではない。

第17条 (障害の告知義務)

障害児者の利用者で障害児者レッスンに該当する者は、障害名(病名)、内容、程度、病歴、 服薬等の注意する事項をあらかじめ告知しなければならない。

第18条(障害児者のレッスンについて)

障害児者レッスンを利用する者は、障害者手帳、その他の証明により、指導者を介助者等として同伴させ施設の優先利用をおこなう。

第19条(コース変更)

教室の増減が生じた場合にはコース変更をすることができる。コース変更を希望する場合は 少なくても変更日の30日前に当該クラブに通知しなければならない。

第20条 (規約の勘案事項)

他の水泳団体または準ずる組織と交わした約定により当該規約等と抵触する場合には、約定及び当該規約等を勘案のうえで受講者の不利益とならないような運用をするように努める。

第21条(附則)

教 室 細 則 (選手登録者)

第 1 条(目的)

会員規約第2条(目的)、当該教室使用細則第1条(趣旨)及び、公益財団法人日本水泳連盟による競技者資格規則第1条(目的)による水泳競技の健全な普及・発展を図ることを目的とする。

第 2 条 (スポーツマンシップ)

スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に 自ら貢献しようとする意志を持ち、社会人としての品性を保ち水泳の地位、向上に寄与すること を約束する。

第 3 条 (選手登録の技術的基準)

選手登録の技術的基準は以下の通りとする。

- 1.6 歳以上 8 歳以下: 任意の泳法で 50 メールを 50 秒以内で完泳できること
- 2.9 歳以上 10 歳以下:任意の泳法で50 メールを45 秒以内で完泳できること
- 3.11 歳以上 12 歳以下:
 - (男) 任意の泳法で50メートルを40秒以内で完泳できること
 - (女) 任意の泳法で50メールルを42秒以内で完泳できること
- 4.13 歳以上:
 - (男)任意の泳法で50メートルを36秒以内で完泳できること
 - (女) 任意の泳法で 50 メールルを 38 秒以内で完泳できること

第 4 条 (選手登録について)

選手登録は第3条に示す通りの技術的基準に達していること、かつ担当指導者の推薦が当該 クラブに通知され、総合的に判断のうえで当該クラブが公益財団法人日本水泳連盟に申請の登 録をおこなう。

第 5 条 (選手登録期間)

毎年、4月1日より翌年3月31日までとして当該クラブを通して公益財団法人日本水泳連盟 に登録される。

第 6 条 (選手登録費用)

選手登録に関わる諸費用は別途定める料金を支払うものとする。

第 7 条 (大会参加)

大会に参加する場合は別途定める料金を支払うものとする。

第 8 条 (遠征等等費用)

関東首都圏以外で大会に参加するために遠征費用が発生した場合は別途定める料金を支払うものとする。

第 9 条(肖像権等の取り扱い)

当該クラブは公益財団法人日本水泳連盟による「公式競技会及び公認競技会における 個人情報及び肖像権に関わる取り扱いについて」の規定を準拠する。

- 1. 当該クラブは上記規定の範囲内で「個人情報」を雑誌、インターネット、動画配信等のメディアを用いて情報を発信することができる。
- 2. 当該クラブの活動の範囲、運営上、上記以外の情報を宣伝、公開、発信することができる。

第10条(選手によるレッスン参加について)

水泳選手として活動するうえで通常練習、特別練習、その他限定的におこなわれる練習会等に積極的に参加する努力をしなければならない。

第11条(選手登録の停止及び消除処分)

選手登録をおこなっている者が以下の項目のいずれかに該当する場合には出場の停止または登録の消除処分の処置を講じる場合がある。

- 1. 規約、使用細則に違反し、またはその恐れがある場合
- 2. 著しい迷惑行為をおこなった場合
- 3. 受講に著しく不良をきたし選手として活動できる状況でなくなった場合
- 4. 選手として品行方正に欠くに至り改心の見込みがない場合
- 5. 信義誠実の原則に反する行為を反復継続しておこなった場合
- 6. 大会規約、その他運用上必要な約束事に反する行為をおこなった場合

第12条(選手活動の実践について)

水泳選手として可能な限り出場できる大会に参加してチャレンジ精神をもって活動するように努めなければならない。

第13条(選手登録に伴う承諾書の提出について)

選手登録をするにあたり別に定める承諾書を当該クラブに提出しなければならない。

第14条(選手移籍)

当該クラブが認めた場合には移籍先に紹介状1通を発行する。

但し、2 通目以降の紹介状の発行は 1 通につき 1,000 円の事務手数料を支払わなければならない。

第15条(移籍先への告知)

選手登録者が第9条に違反して移籍をする場合は移籍先の団体に告知する場合がある。

第16条(附則)